

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

		資料番号	6-3	担当課	長寿介護課
法令名	社会福祉士及び介護福祉士法	根拠条項	附則第13条	許認可等の内容	登録研修機関の登録
○社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)					
附則					
(登録の申請)					
第13条 登録は、厚生労働省令で定めるところにより、事業所ごと、喀痰吸引等研修を行おうとする者の申請により行ふ。					
(欠格条項)					
第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。					
一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者					
二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者					
三 附則第23条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者					
四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの					
(登録基準)					
第15条 都道府県知事は、附則第13条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。					
一 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀痰吸引等研修の業務を実施するものであること。					
二 前号の喀痰吸引等に関する実務に関する科目にあつては、医師、看護師その他の厚生労働省令で定める者が講師として喀痰吸引等研修の業務に従事するものであること。					
三 前2号に掲げるもののほか、喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。					
(厚生労働省令への委任)					
第26条 附則第13条から前条までに規定するもののほか、登録研修機関の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。					
○社会福祉士及び介護福祉士法施行令 (昭和62年政令第402号)					
(法附則第11条第3項第3号及び第14条第2号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)					
第三条 法附則第11条第3項第3号及び第14条第2号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、刑法(第182条の規定に限る。)、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、					

関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。